

# 神戸大学学報

No. 181

1971.9 庶務部庶務課発行



## 《心理学実験装置140型ポリグラフ》

人間の生理的・心理的電気現象には、脳波・精神電流現象などの微細な変化が常に行なわれている。

この装置は、それらの現象を連続的に記録して、生体の内部に起こっている事態と、客観的な外部の状況との対応関係を調べるものである。

— 文学部 —

## 目 次

学 内 規 則……………2	○昭和47年度大学院（修士課程）募集要項
○神戸大学旅行命令権復委任規則の一部を改正する規則	研 修 等……………7
○神戸大学文献複写規程の一部を改正する規程	○第4回近畿地区公研協式接遇研修指導者養成研修
○神戸大学附属図書館文学部分館利用規則の一部を改正する規則	○昭和46年度近畿地区大学厚生補導職員研修会
人 事……………3	受け入れ刊行物一覧……………7
○異 動	○社史等の移管について
○海外渡航	一般職国家公務員の給与勧告について（本学関係分）……………8
学 事……………6	

# 学内規則

## ◇神戸大学旅行命令権復委任規則の一部を改正する規則

神戸大学旅行命令権復委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和46年9月9日

神戸大学長 戸田 義郎

神戸大学旅行命令権復委任規則の一部を改正する規則

神戸大学旅行命令権復委任規則(昭和43年2月29日制定)の一部を次のように改正する。

別表中「工学部所属職員」を「工学部および附属土地造成工学研究施設所属職員」に改め、附属図書館長の項の次に次の項を加える。

保健管理センター所長	保健管理センター所属職員
------------	--------------

附 則

この規則は、昭和46年9月9日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

[改正理由]

工学部に附属土地造成工学研究施設が設置されたことおよび保健管理センター所長に保健管理センター所属職員の旅行命令権を復委任するため所要の改正を行なうものである。

## ◇神戸大学文献複写規程の一部を改正する規程

神戸大学文献複写規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和46年9月1日

神戸大学長 戸田 義郎

神戸大学文献複写規程の一部を改正する規程

神戸大学文献複写規程(昭和42年7月13日制定)の一部を次のように改正する。

別表中、(2)を(3)に改め、(1)の次に次の表を加える。

(2)マイクロフィッシュフィルム方式

フィルム撮影料	1シート	A270円、B310円
タイトル撮影料	1件	10円

別表(備考)中、4を5に改め、3の次に次の項を

加える。

4 マイクロフィッシュフィルム方式における複写用印画紙による引伸料については、マイクロフィルム方式の「複写用印画紙による引伸料」を準用する。

附 則

この規程は、昭和46年9月1日から施行する。

[改正理由]

このたび、神戸大学経済経営研究所にマイクロフィッシュ撮影装置が導入されたことに伴い、文部事務次官通知に従って、文献複写料金表の追加整備を行なうものである。

## ◇神戸大学附属図書館文学部分館利用規則の一部を改正する規則

神戸大学附属図書館文学部分館利用規則(昭和39年6月8日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中「ならびに」を「および」に改める。

第5条第1号中「午後5時」を「午後4時30分」に改める。

第7条中「拘らず」を「かかわらず」に、「予めその旨」を「あらかじめその旨を」に改める。

第10条中「携帯せねばならぬ。」を「携帯しなければならない。」に改める。

第13条中「ならびに」を「および」に改める。

第17条中「1週間限り」を「1週間」に改める。

第18条中「その都度冊数、期限」を「そのつど冊数および期限」に改める。

第19条第3項中「捺印せねばならぬ。」を「捺印しなければならない。」に改め、第4項を削る。

第20条中「或は」を「または」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 学生に対する春・夏季休暇中に行なう特別貸出については、そのつど分館長が定める。この場合は、あらかじめその旨を掲示する。

第23条第2項中「助教授以上の指導教官」を「指導教官」に、「提出せねばならぬ。」を「提出しなければならない。」に改める。

第24条中「2冊」を「2冊とし、」に、「貸出期限は」を「貸出期限は図書は」に改める。

第25条第2項中「返納の上改めて貸出の手続をせねばならぬ。」を「返納のうえ改めて貸出の手続をしなけ

ればならない。」に改め、同条第3項中「期限内といえども」を「期限内においても」に改める。

第27条中「事務長において申込みをなし。」を「事務長が申込みをし、」に改める。

第29条中「ならびに」を「および」に改める。

第30条第2項を次のように改める。

2 分館の資料もしくは施設を紛失し、またはき損したときは、前項のほか、その損害を弁償しなければ

ならない。

第31条中「緩和若しくは、」を「緩和し、または」に改める。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

[改正理由]

貸出手続の簡素化および条文を整備するため所要の改正を行なうもの。

# 人事

## ◇異 動

所属部局	官 職	氏 名	発令月日	異 動 内 容	異動前の所属官職	
事務局 (庶務部) 人事課	人事課長	足立 卓三	9. 1	配置換 <small>(名古屋大学人事課長)</small> 昇 任	人事課長	
		橋本 純男	"		文部省大臣官房人事課 任用班任用第二係長	
保健管理センター	保健管理センター所長 医学部教授	友松 達彌	8. 13	併 任 免	医学部教授	
		黒丸正四郎	"		保健管理センター 所長事務取扱	
教育学部  (住吉小学校)  (住吉中学校) (養護学校)	助 教 授	山下 博	8. 11	昇 任	医学部助手	
	"	室松 昭彦	8. 16		"	講 師
	講 師	浜口 八朗	9. 1	"	工学部助手	
	文部技官 教務員	細谷 庸子	8. 31	辞 職	用 任	文部技官 教務員
		山本 教子	9. 1			教育学部教授
	住吉小学校長	朝井 英清	"	併 任	職 任	教育学部教授
		今井 桂子	8. 31			教 諭
	教 諭	戸澤 孝子	9. 1	採 用	併 任	教育学部教授
朝井 英清		"	教育学部教授			
住吉中学校長	千頭 淳	"	採 用	併 任	教育学部教授	
	長村 浅子	"			教育学部教授	
臨時用務員	"	武内 周子	"	"	教育学部教授	
		松浦久美子	8. 16		採 用	職 任
経済学部	助 手	北村 泰子	8. 31	辞 職		
		加藤 句子	8. 31		辞 職	技術補佐員
理学部						
医学部	教 授	松尾 保	8. 16	昇 任	助 教 授	
		井村 裕夫	9. 1			"
	"	松本 悟	"	採 用	任 職	助 手
		美原 恒	8. 16			
	講師	山下 博	8. 11	復 職		

	助手 技術補佐員	宮城 嘉之 松浦 孝子	9. 1 "	採 "	用 "
附 属 病 院	附属病院長事務取扱	友松 達彌	8. 13		命
	医学部教授	井街 謙	"		免
	第一内科部長	友松 達彌	"	併	任
	小児科部長	松尾 保	8. 16		"
	第三内科部長	井村 裕夫	9. 1		"
	脳神経外科部長	松本 悟	"		"
	放射線科医局長	河野 通雄	8. 5		命
	" 外来医長	"	"		"
	第二内科病棟医長	大江 勝	9. 1		"
	講師	新光 毅	"		免
	第二内科外来医長	日和佐一良	"		命
	講師	小倉 一	"		免
	常盤寮病棟医長	依藤 進	"		命
		藤田 忠義	8. 15	辞	職
		梶原 康正	8. 31		"
(中央検査部)	吉峰 秀子	"		"	
	文部技官衛生検査技師	光田 篤司	9. 1	採	用
	"	"	8. 31	辞	職
(看護部)	文部技官看護婦	桑原美也子	8. 20	採	用
	"	上秋よし子	9. 1		"
	文部技官准看護婦	明光寺琴子	8. 6		"
	"	湯田 末子	8. 31	辞	職
	"	林 義春	8. 16		"
	技術員 准看護婦	小林久美子	9. 1	採	用
	"	堀 公子	"		"
(事務部) 業務課	"	神 ヨシ	8. 23	辞	職
工 学 部					臨時用務員
	教授	若林 信生	9. 1	昇	任
	助教授	小寺 忠	"		"
	"	小坂田宏造	"		"
	助手	坂元 稔	8. 31	辞	職
		野出 耕	9. 1	採	用
農 学 部 (附属農場)		松尾 実	9. 1	出向 (国立吉野 原療養所)	技能員 農場作業員
教 養 部	教養部長事務代理	堀江 格郎	8. 17		命
経済経営研究所	助 手	谷山由禪子	8. 16	採	用
附 属 図 書 館 (農学部分室)	分 室 長	高山 敏弘	9. 1		命
	教 授	麦林権太郎	"		免

◆新 役 職 員 紹 介◆

\*教育学部附属住吉小学校長  
教育学部附属住吉中学校長



(昭和46年9月1日発令)  
教授  
朝井 英清  
(大正10年8月6日生)  
— 略 歴 —  
(学歴)  
昭和18年9月  
大阪帝国大学工学部卒業

昭和18年10月 大阪帝国大学大学院特別研究生  
(職歴)  
昭和21年11月 大阪帝国大学工学部講師  
昭和24年6月 大阪大学講師(工学部)  
昭和27年1月 大阪大学助教授(工学部)  
昭和37年5月 神戸大学教授(教育学部)  
(学位)  
昭和37年3月 工学博士(大阪大学)

\*保健管理センター所長, 附属病院長事務取扱  
(昭和46年8月13日発令)

教授  
友松 達彌

略歴等については、学報No173、9頁参照  
\*附属図書館分館(室)長(昭和46年9月1日発令)  
農学部分室長 助教授 高山 敏弘  
\*庶務部人事課長  
(昭和46年9月1日発令)

橋本 純男  
(昭和8年2月11日生)  
— 略 歴 —

(学歴)  
昭和31年3月 中央大学法学部卒業  
(職歴)  
昭和26年6月 文部省大臣官房人事課  
昭和41年4月 文部省大臣官房人事課任用第4係長  
昭和43年4月 文部省大臣官房人事課任用第3係長  
昭和46年4月 文部省大臣官房人事課任用第2係長  
—以上人事課—

◇海 外 渡 航

◎ 出 発

所 属	官 職	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	渡 航 期 間	渡 航 中 の 主 な 連 絡 先	備 考
法 学 部	助 教 授	三 井 誠	アメリカ合衆国	アメリカ刑事手続 の法的研究	46. 8. 21 47. 8. 20		外国出張
経 営 学 部	助 教 授	天 野 明 弘	アメリカ合衆国	LINKプロジェクト(計量 経済モデルの国際的結合の 会議) 年次会議出席のため	46. 8. 28 46. 9. 10		外国出張
医 学 部	教 授	麻 川 栄	ソビエト連邦, 連合王国, ドイツ 連邦共和国, スイス, カナダ, アメリカ合衆国	第10回国際心臓血管学会 出席, 研究発表討論および 欧米の諸大学における心臓 外科学研究の交換ならびに 外科の施設および外科学教 育の視察	46. 8. 23 46. 9. 21		海 外 研 修 旅 行
医 学 部	教 授	柏 木 大 治	ブラジル, アメ リカ合衆国	ブラジル整形外科学会出席 および整形外科に関する研 究交換のため	46. 8. 27 46. 10. 1		海 外 研 修 旅 行
医 学 部 附 属 病 院	助 手	広 本 秀 治	アメリカ合衆国	外科および脳外科領域にお ける循環動態に関する研究	46. 8. 12 47. 7. 1	c/o Baylor College of Medicine Texas Medical Center Houston, TEXAS 77025 Dept. of Neurology U. S. A.	外国出張
工 学 部	教 授	前 川 純 一	スウェーデン, ハンガリー, オース トリア, ルーマニ ア, スペイン, カナ ダ, アメリカ合衆国	ハンガリーにおける第7回 音響学国際会議出席ならび にヨーロッパ諸国, アメリ カ合衆国等における建築音 響の研究・調査のため	46. 8. 8 46. 9. 29		外国出張
工 学 部	助 手	安 藤 四 一	ハンガリー, チ ェコスロバキア, ドイツ連邦共和 国, 連合王国, アメリカ合衆国, フィリピン	第7回音響学国際会議, 第 9回チェコスロバキア音響 学会, 第82回米国音響学会 参加およびヨーロッパ, 米 国, フィリピンの研究機関 における音響学の研究	46. 8. 18 46. 11. 9		外国出張
工 学 部	助 手	小 坂 田 宏 造	連合王国, ドイ ツ連邦共和国	冷間鍛造と静水圧押出の研 究	46. 8. 26 47. 8. 26	c/o Prof. P. B. Mellon Dept. of Mecha. Eng. The Univ. of Birmingham, P. O. Box 363 Birmingham 13 U. K.	外国出張
教 養 部	教 授	湯 浅 光 朝	ソビエト連邦, ポーランド, イ タリア	ソビエト連邦国モスクワに おいて開催される第13回国 際科学史会議に出席ならび にポーランドおよびイタリ アの各国において科学史・ 科学基礎論研究上の諸問題 について連絡協議等のため	46. 8. 17 46. 9. 11		外国出張
教 養 部	講 師	木 庭 宏	ドイツ連邦共和 国	独語, 独文学研究(特に19 世紀ドイツ文学)並びに資 料蒐集のため	46. 8. 2 47. 10. 16	Deutscher Akademischer Austauschdienst 53 Bonn-Bad Godesberg, Kennedy-Allee 50 B. R. D	外国出張
教 養 部	講 師	小 松 英 樹	ドイツ連邦共和 国	独語, 独文学研究(特に19, 20世紀ドイツ文学, ドイツ 演劇)および資料蒐集のため	46. 8. 2 47. 10. 16	Deutscher Akademischer Austauschdienst 53 Bonn-Bad Godesberg, Kennedy-Allee 50 B. R. D.	外国出張



◎ 帰 国

所 属	官 職	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	帰 国 日	備 考
教育学部	助教授	小林 とし	ドイツ連邦共和国、オーストリア、フランス、イタリア	欧州のピアノ奏法および音楽教育の研究ならびに資料収集のため	46. 8. 28	海 外 研修旅行
医学部	助教授	高比良英輔	ドイツ連邦共和国、スイス、イタリア、フランス、連合王国	第25回国際生理学会議出席および各国の小脳研究者と研究交換のため	46. 8. 9	海 外 研修旅行
医学部	助 手	小林 勝	タイ、香港、シンガポール	関節疾患に関する研究	46. 8. 31	海 外 研修旅行
医学部 附属病院	講 師	細見 英男	スイス、ドイツ連邦共和国	前庭迷路生理並びに頭部外科の研究	46. 8. 8	海 外 研修旅行
工学部	助教授	中西 英二	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国カンザス州立大学において、化学プロセスシステムの最適化に関する研究を行なうため	46. 8. 20	外国出張
農学部	教 授	石橋 武彦	アメリカ合衆国	家畜の生長ホルモンに関する研究	46. 8. 30	外国出張

— 庶務課 —

学 事

◇昭和47年度大学院(修士課程)募集要項

研究科	専 攻	募集人員	出 願 期 間	試 験 期 日	試 験 場	合格者発表日	備 考
法学研究科	私 法 専 攻	22名以内	昭和46年9月11日(土)	昭和46年10月19日(火)	神戸大学	昭和46年	第二次選考は 10月30日(土)予定 行なわない。
	公 法 専 攻	24名以内	昭和46年9月20日(土)	昭和46年10月21日(木)	法学部学会	10月30日(土)予定	
経済学研究科	経済学・経済政策専攻	若干名(定員30名)	昭和46年8月2日(日)	昭和46年9月7日(火)	神戸大学	昭和46年	"
	国際経済専攻	若干名(定員13名)	昭和46年8月16日(日)	昭和46年9月9日(木)	経済学部学会	9月16日(木)	
経営学研究科	経営学専攻	17 名	昭和46年8月19日(木)	昭和46年9月8日(水)	神戸大学	昭和46年	第二次選考を 9月23日(木) 行なう。
	会計学専攻	13 名	昭和46年8月28日(土)	昭和46年9月9日(木)	経営学部学会	9月23日(木)	
	商学専攻	16 名	昭和46年8月28日(土)	昭和46年9月9日(木)	経営学部学会	9月23日(木)	
理学研究科	数 学 専 攻	約 8 名	昭和46年9月4日(土)	昭和46年9月27日(月)	神戸大学	昭和46年	第二次選考を 9月29日(水) 行なう予定で ある。
	物 理 学 専 攻	約 10 名	昭和46年9月4日(土)	昭和46年9月27日(月)	神戸大学	昭和46年	
	化 学 専 攻	約 10 名	昭和46年9月13日(日)	昭和46年9月28日(火)	理学部学会	9月29日(水)	
	生 物 学 専 攻	約 8 名	昭和46年9月13日(日)	昭和46年9月28日(火)	理学部学会	9月29日(水)	
工学研究科	建 築 学 専 攻	12 名	昭和46年8月16日(日)	昭和46年9月3日(金)	神戸大学	昭和46年	第二次選考は 9月8日(水) 行なわない。
	電 気 工 学 専 攻	10 名					
	機 械 工 学 専 攻 (A)	14 名					
	土 木 工 学 専 攻	12 名					
	工 業 化 学 専 攻	8 名					
	計 測 工 学 専 攻	8 名					
	化 学 工 学 専 攻	8 名					
機 械 工 学 専 攻 (B)	8 名						

注) 1. 工学研究科は昭和47年2月に行なう予定である。  
2. 機械工学専攻(B)は新設予定の生産機械工学専攻を示す。

— 学生課 —

研 修 等

◇第4回近畿地区公研協式接遇研修指導者養成研修

- 期 間：昭和46年8月9日(月)～8月13日(金)
- 会 場：大阪合同庁舎
- 参加者：医学部附属病院管理課  
人事掛長 矢野 納
- 主 催：人事院近畿事務局

— 人事課 —

◇昭和46年度近畿地区大学厚生補導職員研修会

- 期 間：昭和46年8月4日(水)～8月6日(金)
- 会 場：彦根市民会館
- 参加者：学生部 野口 照徳  
岩城 良一  
西畑 孝司  
教育学部 木下 進  
喜多 勝美  
経済学部 水谷 博  
門野 義喜  
経営学部 原 政子  
理学部 清水 久行  
教養部 佐古田 義隆  
飯田 祥二  
江本 一行

○主 催：中部地区学生補導厚生研究会近畿地区部会、文部省、滋賀大学

— 学生課 —

〇〇〇受け入れ刊行物一覧〇〇〇

受入月日	刊 行 物 名	発 行 者 等	所 管
8. 4	歴史の研究第XⅧ巻	「歴史の研究」刊行会	庶務課
8. 6	日本人にかえれ	出光興産株式会社	"
8. 7	愛媛大学概要 (昭和46年度)	愛媛大学	"
8. 9	東京芸術大学概要 (昭和46年度)	東京芸術大学	"
"	高知大学職員録 (昭和46年度)	高知大学	"

受入月日	刊 行 物 名	発 行 者 等	所 管
8. 10	文化庁年報(昭和43・44年度版)	文化庁	庶務課
"	福井大学概要 (昭和46年度)	福井大学	"
8. 13	富山大学職員録 (昭和46年度)	富山大学	"
"	名古屋大学概要 (昭和46年度)、名古屋大学英文概要 (昭和46年度)	名古屋大学	"
8. 16	北見工業大学概要、北見工業大学職員録	北見工業大学	"
"	長崎大学概要 (昭和46年度)	長崎大学	"
8. 17	学位論文内容及び審査の要旨	北海道大学	図書館
"	神戸商船大学一覧 (昭和46年度)	神戸商船大学	庶務課
8. 20	滋賀大学概要(昭和46年度)	滋賀大学	"
"	岐阜大学職員録 (昭和46年)	岐阜大学	"
"	大阪教育大学職員録(昭和46年度)、大阪教育大学概要 (昭和46年度)	大阪教育大学	"
"	山形大学概要(昭和46年)	山形大学	"
8. 24	大分大学職員録 (昭和46年度)	大分大学	"
"	最近二十年史	日本アルミニウム工業株式会社	"
"	神戸市職員録 (昭和46年)	神戸市	"
8. 27	横浜国立大学職員録(昭和46年度版)	横浜国立大学	"
8. 28	静岡大学職員録、静岡大学概要	静岡大学	"

◇社史等の移管について

本号までに掲載しました次の受け入れ刊行物は、庶務課から経済経営研究所、附属図書館に移管されました。

○経済経営研究所へ移管されたもの

刊行物名	発行者等
住宅金融公庫二十年史	住宅金融公庫
日立製作所史第3巻	日立製作所社史編纂委員会
日立造船90周年の歩み	日立造船株式会社
灘神戸生協五十年の歩み	灘神戸生活協同組合
東京証券取引所20年史	東京証券取引所
広畑製鐵所二十年史	新日本製鐵株式会社広畑製鐵所
東京国際空港ターミナルビル15年の歩み(1955~70)	日本空港ビルディング株式会社

○附属図書館へ移管されたもの

刊行物名	発行者等
国立教育研究所紀要第78集	国立教育研究所
第8回全国大学保健管理研究会報告書	社団法人全国大学保健管理協会
The Pacific Community vol.2 No.3 No.4	内閣総理大臣官房広報室
Population Problems in the Pacific. New Dimensions in Pacific Demography	厚生省人口問題研究所
北海道所蔵簿書件名目録第3部 資料目録No.1	北海道総務部行政資料室
樺太基本年表	北海道
鈴木大拙全集別巻一	出光興産株式会社
A New Horizon in Asia I. II. III	大韓民国領事館
歴史の研究 第XVII巻, 第XVIII巻	「歴史の研究」刊行会
大阪府商工業振興審議会答申	大阪府商工部
日本人にかえれ	出光興産株式会社
兵庫県海外発展史	兵庫県

一般職国家公務員の給与勧告について(本学関係分)

一 給与改定の内容は次のとおりである。(昭和46年8月13日人事院「給与勧告についての説明」より抜粋)

1. 俸給表の改善

(1) 全俸給表の全等級にわたって改善を加えたが、特に、初任給および2人世帯形成時から3人世帯形成時にかけての職員の給与の引上げを中心として、中位等級以下の給与改善に重点を置いた。

(2) 初任給については、民間の初任給額を考慮して、一般の事務技術系の場合、大学卒5,000円、高校卒4,800円の引上げとした。

なお、民間における初任給の学歴差の現状に照らし、一部の俸給表について高校卒(初級)と大学卒(上級乙)との初任給の号俸差を現行の6号俸差から5号俸差に改めることとし、このため初任等級の号俸構成に一部調整を加えた。

(3) 職種別にみた俸給表の改善としては、技能免許職

員、研究補助員、薬剤師および看護婦等について特に配慮した。

2. 諸手当の改善

(1) 扶養手当について、民間における支給状況を考慮し、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 2,200円(現行1,700円)  
子のうち2人目 600円(現行400円)  
母子家庭の世帯主等配偶者  
のない職員の子のうち1人 1,400円(現行1,200円)

なお、明年1月1日から児童手当法が施行され、同法に基づく児童手当が支給されることになるが、その場合、児童手当の支給対象となる子は扶養親族としないこととした。

(2) 夜間、病棟に勤務する看護婦に対する夜間看護手当の勤務1回当たり現行250円を300円に引き上げることとしている。

(3) 期末・勤勉手当について、民間における賞与等特

別給の平均支給月分との均衡を考慮して、6月に支給される期末手当を0.1月分増額し、年間の支給割合を4.8月分とした。

また、民間の特別給の支給状況をみると、職務段階の別を考慮に入れまたは役付手当を算定の基礎として支給額を決めている事業所が多数にのぼっていることから、年間給与における民間との均衡も考慮し、管理監督の地位にある職員の一部(おおむね本

省課長級以上)について、その職責に応じ俸給月額の25%以内の額を期末・勤勉手当算定の基礎に加えることとした。

二 改定の実施時期

昭和46年5月1日とした。

行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	126,900 <sup>円</sup>	95,200 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	45,800 <sup>円</sup>	39,500 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
2	133,000	99,600	83,600	69,500	56,900	48,400	41,400	31,000
3	139,100	104,100	87,200	72,800	59,800	51,000	43,500	32,100
4	145,300	108,800	90,800	76,100	62,700	53,600	45,700	33,200
5	151,500	113,500	94,500	79,400	65,700	56,300	47,900	34,400
6	157,700	118,200	98,200	82,700	68,700	59,000	50,100	36,100
7	163,900	122,900	101,900	86,200	71,700	61,600	52,300	37,800
8	170,100	127,600	105,600	89,700	74,800	64,100	54,500	39,500
9	176,300	132,300	109,300	93,200	77,900	66,600	56,400	40,800
10	182,500	136,600	113,000	96,700	81,000	69,100	58,300	42,100
11	187,100	140,900	116,600	100,200	84,000	71,500	60,100	43,300
12	190,600	144,500	119,800	103,500	87,000	73,900	61,900	44,500
13	194,100	147,600	123,000	106,500	89,900	76,300	63,700	45,600
14	196,900	150,100	126,200	109,500	92,500	78,400	64,900	46,700
15	199,700	152,600	128,500	112,200	94,700	80,500	66,100	47,700
16		155,100	130,800	114,900	96,400	82,000	67,100	48,600
17			133,000	117,000	97,800	83,300	68,100	49,500
18			135,200	119,100	99,100	84,500	69,100	
19				121,100	100,400	85,700	70,100	
20				123,100	101,700	86,900		
21					103,000	88,100		



行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	56,400円	45,100円	39,500円	31,300円	27,800円
2	58,600	47,400	41,300	32,400	28,600
3	60,800	49,700	43,200	33,500	29,400
4	63,100	52,000	45,100	34,800	30,300
5	65,500	54,200	47,000	36,200	31,300
6	67,900	56,400	48,900	37,800	32,300
7	70,300	58,500	50,800	39,500	33,300
8	72,600	60,600	52,700	41,200	34,500
9	74,900	62,700	54,600	43,000	35,900
10	77,000	64,600	56,500	44,800	37,400
11	79,100	66,500	58,300	46,600	38,900
12	81,100	68,400	60,100	48,300	40,400
13	83,100	70,300	61,900	49,900	41,900
14	85,100	72,200	63,600	51,400	43,400
15	87,100	74,100	65,200	52,600	44,900
16	89,100	75,800	66,500	53,800	46,000
17	91,100	77,400	67,800	54,800	47,100
18	92,700	78,600	69,000	55,800	48,100
19	94,300	79,800	70,000	56,800	49,100
20	95,800	80,900	71,000	57,700	50,000
21	97,300	82,000	71,900	58,600	50,900
22	98,600	83,100	72,800	59,400	51,800
23	99,900	84,100	73,600	60,200	52,700
24	101,100	85,100	74,400	61,000	53,600
25	102,300	86,100	75,200	61,800	54,400
26	103,500			62,600	55,200
27					56,000
28					56,800
29					57,600
30					58,400

教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—円	—円	60,600円	43,800円	34,400円
2	—	72,900	63,900	46,500	36,200
3	99,900	77,000	67,200	49,200	38,200
4	104,700	81,100	70,800	51,900	40,300
5	109,500	85,200	74,400	54,700	42,400
6	114,300	89,400	78,000	57,600	44,500
7	119,100	93,600	81,600	60,500	47,000
8	123,900	97,800	85,200	63,400	49,700
9	128,700	102,000	88,500	66,300	52,400
10	133,500	106,200	91,800	69,200	55,100
11	138,400	109,900	95,000	72,100	57,800
12	143,300	113,400	98,000	75,000	60,500
13	148,200	116,600	101,000	77,900	63,100
14	153,100	119,800	104,000	80,400	65,700
15	158,000	122,800	106,700	82,900	68,300
16	162,900	125,800	109,400	85,400	70,900
17	167,800	128,800	112,100	87,900	73,500
18	172,500	131,800	114,800	89,800	76,100
19	177,000	134,400	117,500	91,700	78,500
20	181,500	137,000	120,100	93,600	80,900
21	186,000	139,400	122,700	95,500	82,700
22	190,100	141,800	124,900	97,300	84,500
23	194,100	144,200	127,100	99,100	86,000
24	196,900	146,300	129,300	100,900	87,500
25	199,700	148,300	131,200	102,500	88,800
26		150,300	133,100	104,100	90,100
27		152,300	134,700	105,600	91,400
28		154,300		107,100	92,700

教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—円	40,900円	—円
2	81,400	43,800	33,200
3	84,700	46,100	34,400
4	88,000	48,400	35,600
5	91,600	50,700	37,600
6	95,200	53,000	39,700
7	99,000	55,400	42,100
8	102,800	57,900	44,300
9	106,600	60,400	46,500
10	110,400	62,900	48,800
11	114,200	65,900	51,100
12	118,000	68,900	53,400
13	121,700	71,900	55,900
14	125,300	74,900	58,400
15	128,900	78,000	60,900
16	132,500	81,100	63,400
17	136,100	84,200	65,900
18	139,400	87,500	68,300
19	142,700	90,800	70,700
20	146,000	94,000	72,900
21	149,200	97,200	75,100
22	152,200	100,400	77,300
23	155,200	103,600	79,500
24	157,800	106,600	81,400
25	160,400	109,600	83,200
26	163,000	112,500	85,000
27		115,400	86,500
28		117,900	88,000
29		120,400	89,500
30		122,500	90,800
31		124,600	92,100
32		126,700	93,400
33		128,800	94,600
34		130,900	95,800
35		132,500	97,000
36		134,100	98,200
37		135,700	99,400
38		137,300	
39		138,900	

教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—円	35,600円	—円
2	68,000	38,100	33,200
3	71,000	40,900	34,400
4	74,000	43,800	35,600
5	77,100	46,000	37,600
6	80,200	48,200	39,700
7	83,300	50,400	42,100
8	86,500	52,600	44,300
9	89,700	54,900	46,500
10	92,900	57,300	48,700
11	96,100	59,700	50,900
12	99,300	62,200	52,900
13	102,500	65,100	54,900
14	105,500	68,000	56,900
15	108,500	70,900	58,900
16	111,400	73,800	60,900
17	114,300	76,800	62,900
18	116,800	79,800	64,900
19	119,300	82,800	66,700
20	121,500	85,500	68,500
21	123,700	88,100	69,700
22	125,900	90,700	70,900
23	128,000	93,100	72,100
24	130,100	95,300	73,200
25	131,700	97,200	74,300
26	133,300	99,100	75,400
27	134,900	101,000	76,500
28	136,500	102,900	
29	138,100	104,800	
30		106,600	
31		108,400	
32		110,000	
33		111,600	
34		113,200	
35		114,700	
36		116,200	
37		117,600	
38		119,000	
39		120,400	

指定職俸給表

号俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	300,000円	184,000円
2	320,000	203,000
3	340,000	222,000
4	360,000	241,000
5	380,000	260,000
6	400,000	280,000
7	420,000	300,000

医療職俸給表（二）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	98,500円	72,500円	51,600円	40,500円	34,400円	—円
2	103,200	76,000	54,400	42,400	36,200	32,100
3	107,900	79,500	57,200	44,500	38,000	33,200
4	112,700	83,000	60,100	46,700	39,900	34,400
5	117,500	86,700	63,000	49,000	41,800	36,100
6	122,300	90,400	65,900	51,400	43,900	37,800
7	127,100	94,100	68,800	53,800	46,100	39,500
8	131,600	97,700	71,800	56,400	48,200	40,900
9	135,900	101,200	74,900	59,000	50,300	42,100
10	139,900	104,700	78,000	61,600	52,400	43,100
11	143,900	107,600	81,100	64,100	54,500	44,100
12	147,100	110,500	84,100	66,600	56,400	45,000
13	149,900	113,100	87,100	69,100	58,300	45,900
14	152,400	115,700	90,000	71,500	60,100	
15	154,900	117,900	92,500	73,900	61,900	
16	157,400	120,100	95,000	76,300	63,700	
17	159,900	122,200	96,800	78,400	64,900	
18		124,300	98,400	80,500	66,100	
19		126,300	99,800	82,000	67,100	
20		128,300	101,200	83,300	68,100	
21			102,600	84,400		
22			104,000	85,500		

医療職俸給表（三）

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,000円	62,600円	51,800円	38,200円	32,800円
2	86,300	65,400	54,300	40,000	34,100
3	89,600	68,200	56,900	41,900	35,500
4	93,000	71,100	59,500	43,800	36,900
5	96,400	74,000	62,100	45,700	38,400
6	99,800	76,900	64,700	47,700	40,200
7	103,200	79,800	67,300	49,700	42,100
8	106,600	82,700	69,900	51,700	44,000
9	109,900	85,600	72,500	53,700	45,900
10	113,200	88,500	75,100	55,700	47,800
11	116,200	91,300	77,600	57,700	49,700
12	119,200	94,100	80,100	59,700	51,700
13	122,200	96,700	82,600	61,700	53,700
14	124,700	99,300	84,700	63,700	55,700
15	127,000	101,400	86,800	65,700	57,600
16	129,300	103,500	88,600	67,200	59,200
17	131,300	105,600	90,200	68,700	60,800
18	133,300	107,300	91,800	70,200	62,000
19	135,300	109,000	93,400	71,700	63,200
20		110,700	94,600	73,200	64,200
21		112,200	95,800	74,300	65,200
22		113,700	97,000	75,400	66,200
23		115,200	98,200	76,400	67,200
24		116,500		77,400	
25		117,800		78,400	
26		119,100		79,400	